

尼崎市消防用設備等審査基準

令和6年4月



尼崎市消防局

尼崎市消防用設備等審査基準 目次

第1章 総則

第1	目的	1
第2	用語	1
第3	運用上の留意事項	2
第4	基準の適用範囲	2

第2章 防火対象物

第1	政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い	1
第2	収容人員の算定	26
第3	建築物の床面積及び階の取り扱い	45
第4	無窓階の取り扱い	59

第3章 消防用設備等の設置単位

第1	消防用設備等の設置単位	1
第2	政令第8条に規定する区画等の取り扱い	6
第3	政令第9条の取り扱い	16
第4	渡り廊下で接続されている場合の取り扱い	18
第5	地下連絡路で接続されている場合の取り扱い	25
第6	洞道で接続されている場合の取り扱い	28
第7	小規模特定用途複合防火対象物	29
第8	内装制限	35
第9	スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い	36
第10	水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い	59
第11	火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い	62
第12	避難器具の設置個数の減免の取り扱い	66
第13	誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い	79
第14	長屋住宅の取り扱い	87

第4章 消防用設備等の技術基準

第1	消火器具	1
第2	屋内消火栓設備	7
第2の2	パッケージ型消火設備	32
第3	スプリンクラー設備（閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備）	35
第3の2	開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備	53
第3の3	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	59
第3の4	特定施設水道連結型スプリンクラー設備	73
第3の5	パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型を用いるもの）	83
第3の6	パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型を用いるもの）	93-1
第4	泡消火設備（固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。））	94
第4の2	移動式の泡消火設備	104
第4の3	特定駐車場用泡消火設備	111
第5	不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備）	127
第5の2	不活性ガス消火設備（イナートガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備）	145
第6	ハロゲン化物消火設備（全域放出方式）	152
第7	粉末消火設備	164
第8	屋外消火栓設備	176
第9	動力消防ポンプ設備	183
第10	自動火災報知設備	186
第10の2	特定小規模施設用自動火災報知設備	246

第 11	ガス漏れ火災警報設備	254
第 12	漏電火災警報器	259
第 13	消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）	263
第 14	非常警報設備	267
第 15	避難器具	281
第 16	誘導灯	333
第 16 の 2	誘導標識	350
第 17	消防用水	356
第 18	排煙設備	365
第 19	連結散水設備	376
第 20	連結送水管	389
第 21	非常コンセント設備	403
第 22	非常電源	405
第 23	総合操作盤	423

第 5 章 特定共同住宅等

第 1	用語の意義・適用範囲	1
第 2	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分	6
第 3	位置、構造及び設備の要件	21
第 4	区画貫通及び耐火性能	27
第 5	構造類型	31
第 6	特定光庭の取り扱い	52
第 7	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	61
第 8	共同住宅用スプリンクラー設備	66
第 9	共同住宅用自動火災報知設備	76
第 10	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	88

第 6 章 その他の基準

第 1	消防用設備等工事計画書に関する基準	1
第 2	特例共同住宅の一部を福祉施設として使用する場合の取扱いについて	2

凡 例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）
▲：行政指導基準であることを示す印
●：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印

平成 31 年 4 月 1 日 制定
令和 6 年 4 月 1 日 改定